尼崎市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針

1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考として判断する。

2 懲戒処分の種類

地方公務員法第29条の規定に基づき、職員の行った非違行為に対して行う次の処分

(1) 免職

職員を懲罰として勤務関係から排除する。

(2) 停職

職員を懲罰として職務に従事させない。

(3) 減給

職員の給料を減額して支給する。

(4) 戒告

職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める。

3 標準例

- (1) 「別表 尼崎市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針に係る標準例」のとおり
- (2) 尼崎市教育委員会職員とは、尼崎市教育委員会事務局職員及び尼崎市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する市費支弁教職員をいう。

4 その他

職員の行った非違行為のうち、その態様等が特に軽微であり、懲戒処分に至らないものについては、当該非違行為を行った職員に対し尼崎市教育委員会職員の訓戒等の措置に関する要綱で定める措置を行うことができるものとする。

なお、措置の種類は、対象となる行為の程度に応じ、重いものから順に次の通りである。

- (1) 訓 戒
- (2) 文書厳重注意
- (3) 口頭厳重注意

5 報告義務

飲酒運転、人身事故を伴う交通事故、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反等 を行った職員は、所属長を通じて職員課へ報告を行うこととする。

悪質な交通法規違反とは、原則として道路交通法施行令別表2の違反行為に付する点数が6点以上の行為とする。

なお、報告義務を怠った場合は、処分量を加重するものとする。

以 上

		代表的な事例	処分量定				
一般	一般服務関係						
		ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給・戒告				
(1)	欠勤	イ 正当な理由なく11日以上14日以内の間勤務を欠いた場合	停職				
		ウ 正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた場合	免職				
(2)	遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告				
(3)	休暇等の虚偽申請	特別休暇等について虚偽の申請をした場合	減給・戒告				
(4)	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱する等職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場 合	減給・戒告				
/_\	虚偽報告・不由告	T 暴行により職場の秩序を乱した場合	停職・減給				
(5)		イ 暴言により職場の秩序を乱した場合	減給・戒告				
(6)		事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合、又は報告すべき事実を報告しなかった場合	減給・戒告				
		プログロ	 滅給・戒告				
(7)		アの行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった	免職・停職				
		場合 職務上知ることのできた秘密(児童生徒等に係る個人情報含む。)を故意	免職・停職				
		ア に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合					
		[自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合]	[免職]				
(8)		具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったこ					
		 イ とにより、職務上の秘密(児童生徒等に係る個人情報含む。)が漏えい	 停職・減給・戒告				
		し、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合					
	個人の秘密情報の目	 その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に					
(9)	的外収集	属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給・戒告				
	政治的目的を有する 文書の配布、政治的 行為の制限	ア 政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告				
		地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1					
		イ 項の規定に反して政治的行為を行った場合	減給・戒告				
(10)		地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に反し	/ 古山か トナック				
		ウ て政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした場合	停職・減給				
		公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員の地位					
		エ を利用して選挙運動をした場合	免職・停職 				
	兼業の承認等を得る 手続のけ怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を					
/a a\		得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、そ	 減給・戒告				
(11)		の他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの					
		兼業を行った場合					
		教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従	 減給・戒告				
		事することの承認を得る手続を怠り、兼業等を行った場合					
		暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・					
			免職・停職				
		しくはわいせつな行為をした場合 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電					
(12)		話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の イ	停職・減給				
(12)	対するセクシュア	性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返					
	ル・ハラスメント ウ エ	した場合					
		イの場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したこと	名 聯,信呦				
		ソ により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職・停職 				
		 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を					
		エ 行った場合	減給・戒告				
	パワー・ハラスメン		 停職・減給・戒告 				
(13)		イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した場合	停職・減給				
(10)		ウ 相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職・停職・減給				
		/ 『ロナで法反り心別へ』レヘツ里倶による相門伏忠に惟忠させた場合	元明 7 字明 7 冰和				

	(14)	入札談合等に関与す る行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	免職・停職
		公文書(公印)の不) 適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は ア 公文書を毀棄した場合	免職・停職
	(15)		イ 決裁文書を改ざんした場合	免職・停職
			公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱っ ウ たことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職・減給・戒告
	(16)	不適切な事務処理等	故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行 い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職・減給・戒告
2 4	公金	官物取扱い関係		
	(1)	横領	公金又は官物を横領した場合	免職
	(2)	窃取	公金又は官物を窃取した場合	免職
	(3)	詐取	人を欺いて公金又は官物を交付させた場合	免職
	(4)	紛失	公金又は官物を紛失した場合	戒告
	(5)	盗難	重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った場合	戒告
	(6)	官物損壊	故意に職場において官物を損壊した場合	減給・戒告
	(7)	出火・爆発	過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告
	(8)	諸給与旅費等の違法	故意に法令に違反して諸給与旅費等を不正に支給した場合及び故意に届出を怠	a
	(8)	支払・不適正受給	り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	減給・戒告
	(9)	公金官物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした場合	減給・戒告
			 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運	
		コンピュータの不適	営に支障を生じさせた場合(わいせつ画像・文書の閲覧、インターネットへの	
	(10)			減給・戒告
		正使用	不正アクセス、電子データの損壊、不正プログラム等の利用、ウイルス感染	
			(等)	
3 :	公務	員倫理関係		
	(1)	収賄	職務に関し賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした場合	免職
	(2)	利害関係者からの利	利害関係者から金銭・物品の贈与、飲食・遊戯・旅行等の接待、紹介・仲介・斡旋	免職・停職・
	(Z)	益供与	等の便宜供与、その他の利益供与を受けた場合	減給・戒告
4 4	公務	外非行関係		
	(1)	放火	放火をした場合	免職
	(2)	殺人	人を殺した場合	免職
	(3)	傷害	人の身体を傷害した場合	停職・減給
	(4)	暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給・戒告
	(5)	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給・戒告
				免職・停職
	(6)	横領		減給・戒告
	/		アの人の財物を窃取した場合	免職・停職
	(7)	窃盗・強盗	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
	(8)		人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職・停職
			ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	減給・戒告
	(9)	賭博	イ 常習として賭博をした場合	停職
	(10)	麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	免職
	(11)	酩酊による粗野な言	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野	減給・戒告
	(12)	動等 淫行	又は乱暴な言動をした場合 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は 世上ナスストを約束して巡行するより提合	免職・停職
	(10)	·萨·洪·尔·为	供与することを約束して淫行をした場合	/声励 、
	(13)	痴漢行為	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 	停職・減給
			公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは	
	(14)	盗撮行為	身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる	停職・減給
			場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	

		V 2001 7 = 7 = 7		
	/15\	ソーシャルメディア	ソーシャルメディアに他人や組織を誹謗中傷する内容、公序良俗に反する内容	
	(15)	への不適切な内容の	又は社会規範に反する内容の投稿を行った場合	減給・戒告
		投稿	Tree	
5 :	父迪 ┏	事故・交通法規違反関		L
			アの酒酔い運転をした場合	免職
		飲酒運転	イ 酒気帯び運転をした場合	免職・停職
	(1)		飲酒運転(酒酔い及び酒気帯び運転)であることを知りながら同乗した場	
			ウ 合、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた場合、又は飲酒運	免職・停職・減給
			転であることを知りながら容認した場合	
		飲酒運転以外での	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合ア	免職・停職・減給
	(0)	交通事故	[事故後の措置義務違反をした場合]	[免職・停職]
	(2)	(人身事故を伴うも	人に傷害を負わせた場合	減給・戒告
		の)	イ 「事故後の措置義務違反をした場合]	[停職・減給]
			著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	停職・減給・戒告
	(3)	交通法規違反	「物損事故を起こし事故後の措置義務違反をした場合	序職
6 :	L 指道			
J :	,口·(F).	三月 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正	
	(1)	指導監督不適正	を欠いていた場合	減給・戒告
			を入いていた場合 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙	
	(2)	非行の隠ぺい、黙認	認した場合	停職・減給
7	旧帝	生徒関係		
<u>'</u>	ル主. 	児童生徒に対するセ	アーわいせつな行為を行った場合(同意の有無を問わない。)	免職
	(1)		1111	
			イ 身体的接触を行った場合	停職・減給
		メント	ウーわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職・減給・戒告
		体罰	体罰により、児童生徒を死亡させ、又は精神若しくは身体に重大な障害をア	免職・停職
			負わせた場合 体罰により、児童生徒に傷害を負わせ、又は精神若しくは身体に障害を負	
			中部により、元里工匠にあるで見りと、大は何け石しては3件に存品で見 イ わせた場合	停職・減給・戒告
	(2)		ウ 体罰により児童生徒に軽傷を負わせた場合	 滅給・戒告
			アからウの場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の態	// N 和 ·
			工	免職・停職・減給
-			様が特に悪質なとき オ 児童生徒が負傷はしていないが、常習性又は悪質性を認められた場合	法公 录生
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	減給・戒告
			ア 暴言等不適切な言動により児童生徒に重大な精神的苦痛を与えた場合 アの場合において、不適切な言動を常習的に行っていたとき、又は不適切	減給・戒告
	(3))不適切言動等	1	停職・減給
			な言動の態様が特に悪質なとき	減 終, 武生
			ウ体罰ではないが、児童生徒に対する教職員として不適切な指導をした場合	減給・戒告
	(4)	いじめの防止等	ア重大事態に関するいじめを助長した場合	停職・減給
			イ 重大事態に関するいじめの防止等で明らかな不作為があった場合	減給・戒告
			学校(園)管理下において、重大な過失により事故を発生させ、その結	(-t-17-t)
		その他の学校(園) 5) 事故	ア 果、児童生徒を死亡させ、又は精神若しくは身体に重大な障害を負わせた	停職・減給
	(5)		場合	
			学校(園)管理下において、重大な過失により事故を発生させ、その結) D.GA
			イ 果、児童生徒に傷害を負わせ、又は精神若しくは身体に障害を負わせた場	減給・戒告
_	L,	ta\2 ta	合	
8	内	部通報		
	内剖	 内部通報	非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼ	 停職・減給
			し、若しくは及ぼそうとした場合	